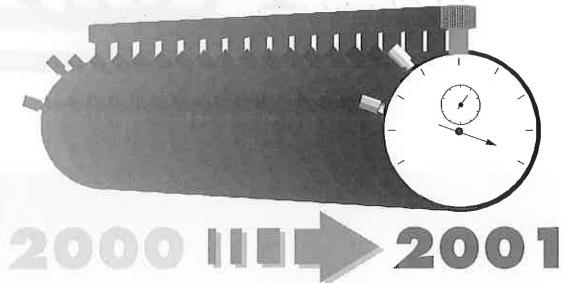


農と食産業の“時々刻々”



農地法改正に立ちはだかるハードル

新しい歴史が始まる。夜明けを前に、すでに万全の身支度を済ませている者、覚悟の朝に今跳ね起きようとしている者、目を覚ましながらも名残惜し気に布団の温もりから脱することのできぬ者、そして、いまだ惰眠をむさぼり続ける者。改めるに遅いということはない。さあ起きだそう。奮い立とう。

わが国の産業と農業そして日本人が、避けられぬ選択としてグローバルスタンダードを認めつつも、誇りある地位を保ち続けるために、土門剛氏に既に決せられた改革の方向性の中で、2001年に向けた“時々刻々”的展開をレポートしていただく。

どもん たけし／1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、「農協が倒産する日」(東洋経済新報社)、「穀物メジャー」(共著/家の光協会)、「東京をどうする、日本をどうする」(通産省八幡和男氏と共に著/講談社)、「新食糧法で日本のお米はこう変わる」(東洋経済新報社)などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。



農業評論家

土門 剛

新農基法を受けての目玉法案、農地法改正案が選挙前の政局のドサクサで廃案にされてしまった。それも与野党の農政族議員が共謀して廃案に追い込んだとなるれば、夜遅くまで残って法案制定作業に携わった構造改善局農政課の担当者は、いつた何のために、という悔しい思いをしているであろう。

高木勇樹事務次官の「審議入りの決断は一秒もあればできる」という記者会見でのコメントは、土壇場でみせた政治のドタバタに、農水省のトップとして精一杯の不満をぶつけたものと言えないだろうか。

ご存知かと思うが、その農地法改正案は、農業生産法人の要件を見直し、法人形態として、株式会社を追加することがポイントだった。それも農業団体に配慮して株式会社には25%以上は出資させない制限をつけていた。

これぐらいの農地法改正案でさえ廃案に追い込んでしまうのが政治の現状である。農地制度の大改革に踏み込むには、農業団体とはフリーハンドの新たな政党の出現を待つしかないだろう。

△ラストバッター
農水省は、先の通常国会に11本の法案を提出した。どの法案から審議するかは与野党の議院運営委員会(議運)が決めることになっている。野球の監督がバ

ッティング・オーダーを決めるみたいなものだ。出塁率の高いバッターは一番に、そうでないのはラストバッターに、とい

う案配である。

先の国会で上位打線に送り出したのは、与野党の対決法案でもなければ、農業団体が強硬に反対している法案でもなかつた。新規就農者に対する施設や機械などを購入する際、セットで資金を貸付けることができるようになり改正法案や、大豆の交付金制度をより市場実勢が反映するようにした改正法案などだつた。

ラストバッターにされた農地法改正案は、バッターボックスに入ることもなかつた。総選挙のため国会解散となつたからだ。農地法改正案は与野党談合で政争の具にされてしまつたかのようである。6月9日付け日本経済新聞は、会期末が迫つても、「審議入りを促す声が思いの外少なかつた」との農水官僚の感想を紹介し、選挙風が強く吹き始めるにつれ、「小規模農家が多い新潟や山形県選出の議員が審議入りに慎重になつた」と解説していた。新潟県農協中央会は、そのホームページで「大企業の資本参加を容認する農地法改正案に堂々と異論を唱えている」始末だつた。

新潟県農協中央会農業対策部長の重野徳夫氏は、日経紙のインタビューに答える「新潟県は歴史的に小作争議が多くた

土地柄で、企業化した農業生産法人による投機的な農地取引などを警戒する声が少なくなった」と、農地法改正案に反対する理由を説明していた。

往生際が悪いとは、のことではないか。農地法改正案は、政府が過去3年間にわたり、各層の有識者を集めて意見を聴き、かつ自民党の農林部会にも諮って、ようやく法案提出にこぎつけた。曰く因縁つきの法改正であつた。それをいとも簡単に廃案にしてしまうのは、国民を愚弄しているとしか言いようがない。

6月17日夜、NHK衛星第一のBS

討論「どうする日本の食料自給率」で、全国農協中央会（全中）の山田俊男常務は、株式会社の農地取得を認めれば、巨

大商社が転用で農地を荒らしたり、やがては農業を支配してくると吠えていた。農業団体お決まりの反対論である。

都市近郊の農協は不動産事業に力を入れてきた。原田睦民全中会長の出身農協（広島市農協）はそれを売り物にしてい。る。株式会社に農地取得を認めれば、転用に歯止めがかからなくなるという前に、農協組織は自ら身を糺すことが必要ではなかろうか。

農協組織の意図はみえみえた。株式会社に農地所有を認めれば、settで農地転用が厳しくなる。そうなれば、いまのうち農地を処分して、と思っている多くの農家の目算を狂わしかねない。いたず

らに企業に責任転嫁するのはそれを防ぐための便法なのだ。

▽運用に問題あり

朝日系列の「サンデープロジェクト」でのことだ。野党第一党である民主党の菅解散風が吹き出した3月5日のテレビ

直人政調会長が、自民党的亀井静香政調会長を相手にこんな話をぶつていた。

「1つは農地法をやめることでしょう

ね、つまりは、いまの農地法では農業従事者しか農業に参入出来ないわけで

農地法のことが政党の選挙公約にしきすよ」

りと話題になるようになってきた。いずれ農地が一大政治問題になる兆候かもしれない。この時の菅氏の質問はやや的

れ。農地法をしっかりと読めば、農地法に問題がないことが分かるはずだ。論議の対象とすべきは、その運用法なのだ。

農地法第1条には耕作者主義が掲げてある。耕作せぬ者、農地所有の権利なし。そう解釈できる条文である。マッカーサーの農地解放で、多くの小作は農地を得た。その裏には不合理な事情で農地を奪われた地主も少なからずいたのだ。

農地法第1条は、その地主のことを思えば、農地を得た者は、農業以外に農地を使つてはならぬという趣旨で書かれた条文である。

菅氏が問題とすべきは、その農地法第3条に基づく農業委員会の運用実態である。第3条は、農地の所有権を移転するなど権利移動に、農業委員会の許可を要けるなど制限を加えた条項だが、農業委員会が集落の者以外には農地の取得を制限出来る運用をしてきたのだ。

この運用こそが農地所有者の既得権益をいたずらに擁護し、ひいては日本農業にとってのガン的存在なのだ。

菅氏は農地制度の根幹を指摘しておきながら、先の国会での農地法改正案が廃案になつたことについては何も触れていない。先の日経紙はその膝元の党内につい

我が国における農地に関する諸制度

投機目的等の農地の権利取得の排除と農地の有効利用

○ 農地法

- ・農地の権利移動についての規制

優良農地の確保

○ 農地法

- ・農地の転用についての規制

○ 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

- ・農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）の設定

農業経営の規模拡大

○ 農業経営基盤強化促進法

- ・農地の利用集積の促進

生産基盤の整備

○ 土地改良法

- ・ほ場の区画整理
- ・かんがい排水施設の整備
- ・農道の整備

農と食産業の時々刻々

2000 → 2001

法案を選挙の争点にするのを恐れ、与党ができないなかつた、自らのリーダーシップ欠如を露呈したかのいずれかだ。

党幹部として党内農政族を抑えきることができなかつた、自らのリーダーシップ欠如を露呈したかのいずれかだ。

菅氏の発言は、一律背反か、あるいは

農地法改正法案は、農水省によつて秋に臨時国会か、その後の通常国会に再提出して国会での通過を目指す方針だ。これが通過すると、次の4番バッターズ・ネクスト・バッターズ・サークルで素振りを始めている。

土地改良法の改正法案である。農水幹部は、「農地法改正案にこれだけの抵抗があれば、土地改良法改正是その数倍の抵抗エネルギーが予想されますね」(某幹部)というのである。

その土地改良法をどう改正するか、農水省は何も明らかにしていない。ただ農水省が3月に公表した「食料・農業・農村基本計画」の中で、土地改良区のあり方について次のように触れている。

「土地改良法に基づく土地改良制度に関し、農地の利用等に関連する諸制度の在り方について総合的に検討する中で、土地改良制度をめぐる情勢の変化等を踏まえ、所要の見直しを行う」

土地改良区は、戦後の民主化政策の一

環として創出された制度。戦前は地主本位に運営されていた耕地整理組合をあらためて耕作者本位の団体として組織化したものである。

15人集まれば組合が作れる。これに着目したのが農水省農地局(構造局の前身)建設部長などを務めた梶木又三氏だ。土地改良区に補助金をつける見返りに構造局OBが選挙に出馬した際の集票マシーンに転化させてしまったのである。

筆者は、本誌1月号で自民党の蓮実進代議士のコメントを紹介した。土地改良が相場の3倍にもなると爆弾発言した御仁である。その時の発言をリプレイしてみよう。

「私の選挙区じや、10アール50万円ができる基盤整備事業を150万円かけてやつとる。基盤整備事業に建設協会をバンバン入れれば田圃なら基盤整備が50万円ができる。それに対して梶木は、知事が土地改良区の連合会の会長をしどり下り組は、各企業の地方営業所に1人ずつ“配置”されている」と報じている。

土地改良建設協会などの4法人は、技官OBが仕切る外郭団体だ。農水省構造局が発注する公共事業を受注するには、こここの会員になり、同時にOBを受け入れることが半ば条件となつていて。大手ゼネコン幹部は、同紙のインタビューに対し「天下りの技官OBには公共事業がお土産として付いてくる。仕事を確保するためには、やめられませんよ」と答えつけないんだ】

土地改良法改正で、農業者が強く求めるのは、この談合本質を改めてもらうことではないだろうか。3月24日付け日刊ゲンダイ紙は、土地改良の知らざる実態について興味深い記事を掲載していた。

ゼネコン土建業界に天下つた農水技官が5000人という数字だ。農水技官OBの天下り名簿である96年度版「全国農業土木技術者名簿」から割り出した数字である。名簿は、農水省の外郭団体である土地改良建設協会など4つの社団法人の会員になっている企業に天下つた農水官僚を網羅している。

同紙は、「大手ゼネコン4社だけでも、130人以上が天下つていて。大林組が相場の3倍にもなると爆弾発言した御仁である。その時の発言をリプレイしてみよう。

「私の選挙区じや、10アール50万円ができる基盤整備事業を150万円かけてやつとる。基盤整備事業に建設協会をバンバン入れれば田圃なら基盤整備が50万円ができる。それに対して梶木は、知事が土地改良区の連合会の会長をしどり下り組は、各企業の地方営業所に1人ずつ“配置”されている」と報じている。

土地改良建設協会などの4法人は、技官OBが仕切る外郭団体だ。農水省構造局が発注する公共事業を受注するには、こここの会員になり、同時にOBを受け入れることが半ば条件となつていて。大手ゼネコン幹部は、同紙のインタビューに対し「天下りの技官OBには公共事業がお土産として付いてくる。仕事を確保するためには、やめられませんよ」と答えている。

99年7月、県の農地建設課長が収賄罪で逮捕されてしまつた。談合に加わっていた協会加盟の土建屋から現金を受け取つていた容疑である。福島県では土地改良事業にまつわる談合事件があまりにも多すぎる。